

給料差押さえ手続きに必要なものは？

それでは、給料差押さえをするために必要な書類としてどのようなものがあるのかを見ていきましょう。

- ① 公正証書の正本、又は、調停調書の正本
- ② 送達証明書

- ③ 債権差押命令申立書
- ④ 当事者目録
- ⑤ 請求債権目録
- ⑥ 差押債権目録
- ⑦ 第三者に対する対する陳述催告の申立書

③～⑦が申立てする際に、あなたが作成する書類です。

- ⑧ 父親の勤務している会社の登記簿謄本（「資格証明書」とも呼びます。相手方が公務員の場合は不要）
- ⑨ 住民票・戸籍謄本等（あなたと父親の住所・氏名が公正証書 or 調停調書に記載された住所・氏名と異なっている場合に必要）

- ⑩ 収入印紙 4000 円分
- ⑪ 郵便切手 3000～5000 円分…裁判所によって異なりますので、管轄の裁判所にお尋ねください。「〇円切手が〇枚、△円切手が△枚、×円切手が×枚」というふうに内訳まで指示されます。

この切手は、養育費の差押えに使用するであろう切手をあらかじめ納めているわけです。余った切手は、手続きが終了後に返してもらえます。

※⑧⑨は、ただし書きのとおり、必須の書類ではありません。

以上の書類などが必要になります。③～⑦の必要部数については申立をする裁判所にお問合せください。

申立をする裁判所は、父親の住む場所を管轄する裁判所です。

どこの裁判所が管轄になるか分からない場合は、以下のHPでも確認可能ですし、お近くの裁判所に電話をして、父親の住所を告げて管轄の裁判所を教えてください。

<http://www.courts.go.jp/saiban/kankatu/index.html>

ここから、具体的に添付書類を収集方法や、書類作成の方法を解説していきます。

数が結構ありますが、一つ一つ用意したり作成していけば問題ありません。コツコツやればできます。

では、順番に見ていきましょう。

債権差押命令申立書

(扶養義務等に係る定期金債権による差押え)

養育費以外に慰謝料等も合わせて請求する場合は、(扶養義務等に係る定期金債権による差押え及び一般債権による差押え)と記載する

(裁判所の名前と部署を記入) 御中

平成 年 月 日 申立日を記入

あなたのことです

申立債権者 氏名
住所
電話
F A X
印

当事者 }
請求債権 } 別紙目録のとおり
差押債権 }

他の書面で記入しています

債権者は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の執行力のある債務名義の正本に記載された請求債権を有しているが、債務者がその支払をしないので、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。

第三債務者に対し、陳述催告の申立て（民事執行法第 147 条 1 項）をする。

添付書類

- 1 執行力のある債務名義の正本 1 通
- 2 同送達証明書 1 通
- 3 資格証明書 1 通
- 4 戸籍謄本 1 通
- 5 住民票 1 通

公正証書、調停調書のことです

父親の会社の登記簿謄本のことです。
なお、父親が公務員の場合は、この記載は削除。

あなたか父親が住所を変更している場合に必要になります。2人とも同じならこの2行は削除。

子供が一人で公正証書利用時の書式例です。

請求債権目録

(扶養義務等に係る定期金債権等)

〇〇 法務局 所属公証人 〇〇××作成 平成 年 第 号

公正証書を確認して記入しましょう

公正証書の執行力ある正本に表示された下記金員及び執行費用

記

1 確定期限が到来している債権及び執行費用金〇〇円

(1) 金〇〇円

ただし、債権者、債務者間の長男〇〇についての平成 年 月から平成 成年 月まで1箇月金 円の養育費の未払分（支払期日毎月末日）

滞納されている養育費分についてです。公正証書に記載してある養育費の支払い条件を確認して記入。この例だと毎月末日払いです。25日までなら「支払期日毎月25日」と記入。

(2) 金〇〇円 ただし、執行費用

今回の差押えにかかった申立費用も差し押さえてくれます。内訳の合計金額になります。

(内訳) 本申立手数料金 4,000円

本申立書作成及び提出費用金 1,000円

差押命令正本送達費用金 円

資格証明書交付手数料金 円

送達証明書申請手数料金 円

執行文付与申請手数料金 1,700円

今回手続きに対するあなたの労力の対価です。安いですけど…

裁判所により異なりますので、聞いてみてください

登記簿謄本の取得費用ですので、父親が公務員の場合は削除。

2 確定期限が到来していない定期金債権

平成 年 月から平成 年 月（債権者、債務者間の長男〇〇が20歳に達する日の属する月）まで、毎月末日限り金 円ずつの養育費

養育費の場合は、これからの分も毎月の給料天引きという形での差押えが可能です。公正証書に記載してある養育費の支払い条件を確認して記入。この例だと毎月末日払いです。大学等に進学した場合に養育費の支払期間を延長する定めがある場合でも、現実に大学等に進学するまでは、その期間分については請求に含めることはできませんのでご注意ください。

第三債務者に対する陳述催告の申立書

裁判所 御中

平成 年 月 日

あなたのことです 申立債権者氏名 _____ 印

債権者

父親のことです 債務者

第三債務者

勤務先の会社ことです

本日御庁に申し立てた上記当事者間の債権差押命令申立事件について、第三債務者に対し、民事執行法147条1項に規定する陳述の催告をされたく申し立てます。

第2章 預貯金差押え編

養育費は、給料差押えが一番手っ取り早いというえに、給与天引きという形がとれ、圧倒的に効果的です。

しかし、給料が差押えされたことで、会社に居づらくなって辞める可能性もあります。

また、預貯金のありかは知っているが、現在の勤務先が分からないという場合もあるかと思います。

そういう時の為に、養育費の預貯金差押えについても簡単に説明しておきます。

なお、この預貯金差押え編は、給料差押え編をベースとして作成してあります。給料差押え編を読み終えていること、サンプルや解説等の給料差押えと重複する箇所は、略しています。

預貯金差押えは、給料差押えよりは若干ややこしいので、給料差押えすることを前提に考えてください。あくまで、補助的なマニュアルとして作成していることをご了承ください。

それと、給料と違い、将来の養育費を差押えすることはできません。あくまで滞納されている分だけです。

ちなみに、慰謝料の分割払いにも応用できます。

少し詳しく見ていきます。

預貯金差押えは、普通預金だけでなく、定期預金や当座預金などいろんな預貯金から差押えをすることができます。

もちろん、銀行、信用金庫など、銀行の種類は問いません。

ちょっと面倒なのは、父親の口座が何銀行の何支店にあるかということ把握しておかないといけない点です。なお、口座番号までは問われません。

もし、相手の預貯金が分からない場合は、どうすればいいのか？というと、一か八か空振り（なにも差し押さえることができない）覚悟で強制執行してしまうというのがあります。

どういうことかというと、この銀行のこの支店に預金があると目星をつけて強制執行してしまうわけです。

と、考えると、ゆうちょ銀行の郵便貯金を差し押さえるのが、空振り覚悟の預貯金に対しての強制執行としては王道と言えるでしょう。

なぜなら郵便貯金は、たいていの人は持っていることと、普通の銀行であれば、支店があちこちにあります。

ですが、郵貯銀行はだいたい地方ごとにひとつずつしか貯金事務センターはありません。つまり、相手の住所地を管轄する貯金事務センターに強制執行をかけたらいは出てくるというわけです。

と、まずは、郵便貯金を差し押さえるのは基本なのですが、やはり一般の銀行預金も差し押さえたいところです。

実は、ゆうちょ銀行の郵便貯金と普通の銀行の預金は同時に差し押さえることもできます。なので、一か八か両方に強制執行してもいいでしょう。

と、いろいろ書きましたが、相手口座が分かっているならば、普通に何銀行のど

一般の銀行を差押える場合の書式例です。

差押債権目録

金 円也

ただし、債務者が第三債務者（〇〇銀行 ××支店扱い）に対して有する下記預金債権のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで。

記

- 1 差押えのない預金と差押えのある預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 先行の差押え・仮差押えのないもの。
 - (2) 先行の差押え・仮差押えのあるもの。

- 2 円貨建預金と外貨建預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 円貨建預金
 - (2) 外貨建預金（差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場により換算した金額（外貨）。但し、先物為替予約がある場合には、原則として予約された相場により換算する。）

- 3 数種の預金があるときは次の順序による。
 - (1) 定期預金
 - (2) 定期積金
 - (3) 通知預金
 - (4) 貯蓄預金
 - (5) 納税準備預金
 - (6) 普通預金
 - (7) 別段預金
 - (8) 当座預金

- 4 同種の預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金があるときは、預金に付せられた番号の若い順序による。